

平成 26 年 8 月 12 日

会社名:スターティア株式会社

代表者名:代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証第一部)

問合せ先:取締役 兼 常務執行役員

経営企画室長 後久 正明

(TEL: 03-5339-2162)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成26年8月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により 読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。

- 2. 取得に係る事項の内容
- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 25,000株(上限)

〔発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合

0.49%]

- (3)株式の取得価額の総額 4,000万円(上限)
- (4) 取得期間 平成26年8月13日から平成26年11月28日まで

(ご参考)

平成26年6月30日時点の発行済株式の総数及び自己株式の保有状況

- ・発行済株式の総数(自己株式を除く) 5,120,200株
- 自己株式数 225株